

2026年度国家公務員採用(一般職係長級(事務系))

【行政区分】

業務説明会資料

九州農政局農村振興行政系の紹介

農林水産省 九州農政局 農村振興部

農村振興行政系に係る組織について



※各課の会計業務



農林水産省が行う事業

～農村振興部編～

農林水産省

○農業農村整備事業(総称)

○ 農業農村整備事業は、水と土を相手に、自然と共生を図りながら営まれている農業を支援するため、水田に必要な農業用水を確保するためのダムや堰の建設、営農条件を改善するための水田・畑の整備、農産物などを運搬するための農業用道路の整備、農村の環境整備などを行っている事業の総称です。



農業農村整備事業は、次の3つに大別されています。

- (1)かんがい排水、ほ場整備、農道整備等の農業生産基盤の整備を行う事業
- (2)水質保全、たん水防除、国営造成施設管理等の農村の保全と管理を行う事業
- (3)農業集落排水、農村生活環境整備等の農村の生活環境の整備を行う事業

このうち、土地改良法に基づいて行われる(1)農業生産基盤の整備及び(2)農村の保全を行う事業は、土地改良法の中でその実施に關しての手續きが規定され、土地改良施設の管理を含めて、法律上、土地改良事業という名で定義されています。

農林水産省が行う事業

～農村振興部編～

農林水産省

・農業水利事業

○ 農業用水の安定供給と農地の排水改良を図るため、ダム、取水堰、用排水路等を整備する事業です。



農林水産省が行う事業

～農村振興部編～

農林水産省

・農地再編整備事業

○広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、農地集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止、生産コスト低減や高収益作物への転換等による産地収益力の向上を図るために、農地と共に道路、水路を整備する区画整理事業です。



事業実施前



事業実施後



農林水産省が行う事業

～農村振興部編～

農林水産省

・農地防災事業

○農地や農業用施設等の災害を未然に防止するため、ため池の防災・減災対策、農村地域の湛水防止対策等を行う事業です。



農林水産省が行う事業

～農村振興部編～

農林水産省

・海岸保全事業

○沈下や老朽化により機能低下した農地海岸堤防や排水機場などの海岸保全施設の補強・改修を行い、台風・高潮などによる被害から背後地の農地及び住民の生命・財産を防護することを目的とする事業です。

【施工前】



【施工後】



農林水産省が行う事業

～農村振興部編～

農林水産省

・農山漁村の振興に係る事業

○少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において「しごと」「暮らし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興対策を総合的に推進することにより、関係人口の創出・拡大を図るとともに、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しする事業です。

地域資源活用価値創出対策

地域資源活用価値創出 推進事業

地域活性化のための活動計画づくりや農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する取組等を支援します。

地域活性化型



地域活性化のための
活動計画づくり※

※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

創出支援型



地域資源を活用した
新商品開発

農泊推進型



景観等を利用した
高付加価値コンテンツの開発

農福連携型



障害者等の農林水産業
に関する技術の習得

地域資源活用価値創出 整備事業

農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する施設整備を支援します。

定住促進・交流対策型、産業支援型



農林水産物
販売施設の整備



農林水産物
処理加工施設の整備



古民家等を活用した
滞在型施設の整備



障害者等が作業に携わる
生産施設の整備

農林水産省が行う事業

～農村振興部編～

農林水産省

・農泊の推進

○「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のことです。地域資源を観光コンテンツとして活用することで、長時間の滞在と消費を促し、農村漁村の所得向上と関係人口創出を図ります。

【地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）】

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外のプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援します。

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

- ① 農泊推進事業
- ② 人材活用事業
- ③ 広域ネットワーク推進事業

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

- ① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援
- ② 農家民泊における小規模な改修を支援



農林水産省が行う事業

～農村振興部編～

農林水産省

・農福連携の推進

○「農福連携」とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。

【地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）】

農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた取組、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

- ① 農福連携支援事業
- ② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修



養殖籠補修・木工技術習得



移動式トイレの導入



ユニバーサル農園の開設

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発に係る取組



人材育成研修

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）



農業生産施設（水耕栽培ハウス）



苗木生産施設



養殖施設



休憩所、トイレの整備



園地、園路整備



処理加工施設

農林水産省が行う事業

～農村振興部編～

農林水産省

・鳥獣害対策、ジビエ利活用の推進

○野生鳥獣による農作物被害（188億円(R6年度)）は、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等、数字に現れる以上に深刻な影響を及ぼしています。そのため鳥獣害対策やジビエ利活用拡大への取組等を支援しています。

【鳥獣被害防止総合対策交付金】

鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村が作成する「被害防止計画」に基づく農林水産業等に被害を及ぼす①鳥獣の捕獲等、②被害防除、③生息環境管理等の取組を総合的に支援します。

1. 総合支援事業

侵入防止柵の設置等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施。

2. 緊急捕獲活動支援事業

農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費について、捕獲頭数に応じた支払いを実施。

【侵入防止柵の例】

①電気柵



②ワイヤーメッシュ柵



【生息環境管理の実施】

柵周辺の雑草の刈り払い



【捕獲の実施】

箱罠による捕獲



農村振興行政系とは・・・

九州農政局農村振興部の用地課等に採用され**事務的業務**を行う職員です。

◎業務について（次のページより詳しく紹介！！）

- ・ 国営事業に必要な用地補償業務（用地課）
- ・ 国営事業で造成した財産等の管理業務（用地課、水利整備課管理調整係）
- ・ 会計業務（各課調整係）
- ・ 国営事業の実施手続き等業務（土地改良管理課）
- ・ 農山漁村の振興等に係る業務（都市農村交流課）
- ・ 鳥獣害対策に係る業務（農村環境課）

◎異動について（キャリアパスのページで詳しく紹介！！）

管内事業（務）所（より農家、農業に近い現場）

農政局（現場を指導）

本省（霞が関）、他農政局等

※ある程度の経験を積んだあと、本人の適正、経験、希望等



農村振興行政系の業務内容について

～用地補償業務～ 担当課：用地課

【主な業務内容】

- 国営事業に必要となる用地（土地）を取得等すること及び取得等に伴い支障となる物件等の移転、これらに伴う損失補償に関する事務を担当します。
- また、用地取得及び損失補償のために必要な調査、測量、契約など一連の手続きを行います。

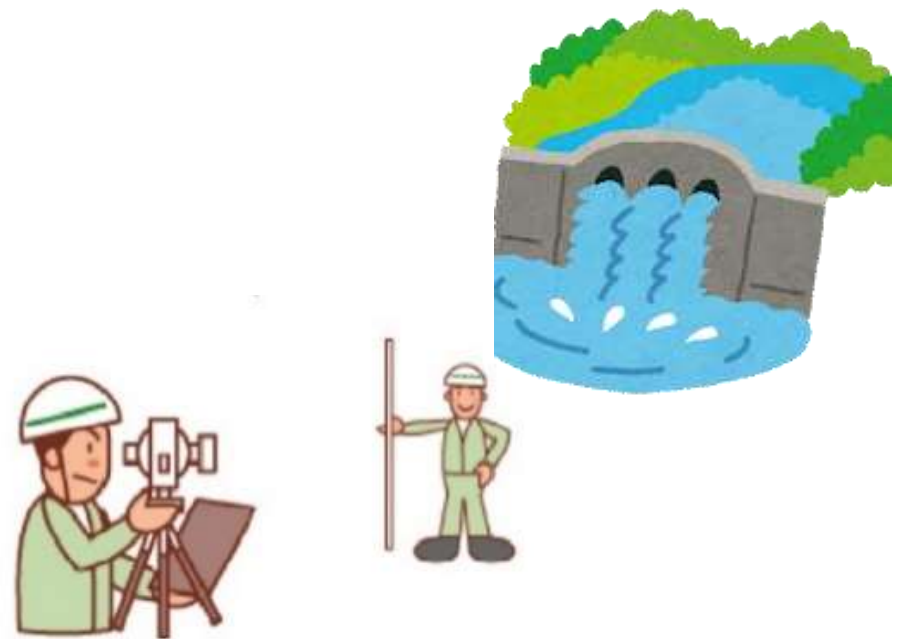


農村振興行政系の業務内容について

～管理業務～ 担当課：用地課、水利整備課（管理調整係）

【主な業務内容】

- 国営事業で造成された農業用施設（ダム、水路等）の維持・管理を行います。
- 国営事業で造成した農業用施設について、他目的使用、占用、土地等使用の許可更新など一連の手続きを行います。



農村振興行政系の業務内容について

～会計業務～ 担当課：農村振興部各課（調整係）

【主な業務内容】

- 国営事業等に係る補助金、予算管理などの会計事務を行います。



農村振興行政系の業務内容について

～土地改良管理業務～ 担当課：土地改良管理課

【主な業務内容】

- 国営事業の実施手続きや事業を行う土地改良区（農業者の団体）等の指導・監督を行います。



農村振興行政系の業務内容について

～農山漁村の振興に係る業務～ 担当課：都市農村交流課

【主な業務内容】

○ 農山漁村と都市との地域交流、子どもの農山漁村交流、地産地消の推進及び地域資源活用価値創出（地域活性化、農泊、農福連携、6次産業化等）に関する指導・助成等の事務を行います。



農村振興行政系の業務内容について

～鳥獣害対策に係る業務～ 担当課：農村環境課

【主な業務内容】

○農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、総合的な鳥獣害対策やジビエ利活用拡大等に関する交付金業務を行います。



農村振興行政系～キャリアパスモデル～

農村振興行政系の職員は九州農政局本局、事業所の用地・管理業務を経験しながら
用地業務・財産管理業務のスペシャリストとしてキャリアアップしていきます。

管理職

農政局(本局)用地課長
管内事業所次長



課長補佐
・専門官

農政局(本局)課長補佐、専門官
国営事業所課長、専門官



係長

農政局(本局)係長



採用:係長

管内国営事業(務)所係長として採用します
2, 3年周期で事業所間を異動します

※ある程度の経験を経て、本人の希望や適性により、**内部管理業務などの他の業務**に就いたり、**農林水産省(本省)、他地方農政局等**に勤務する場合があります。

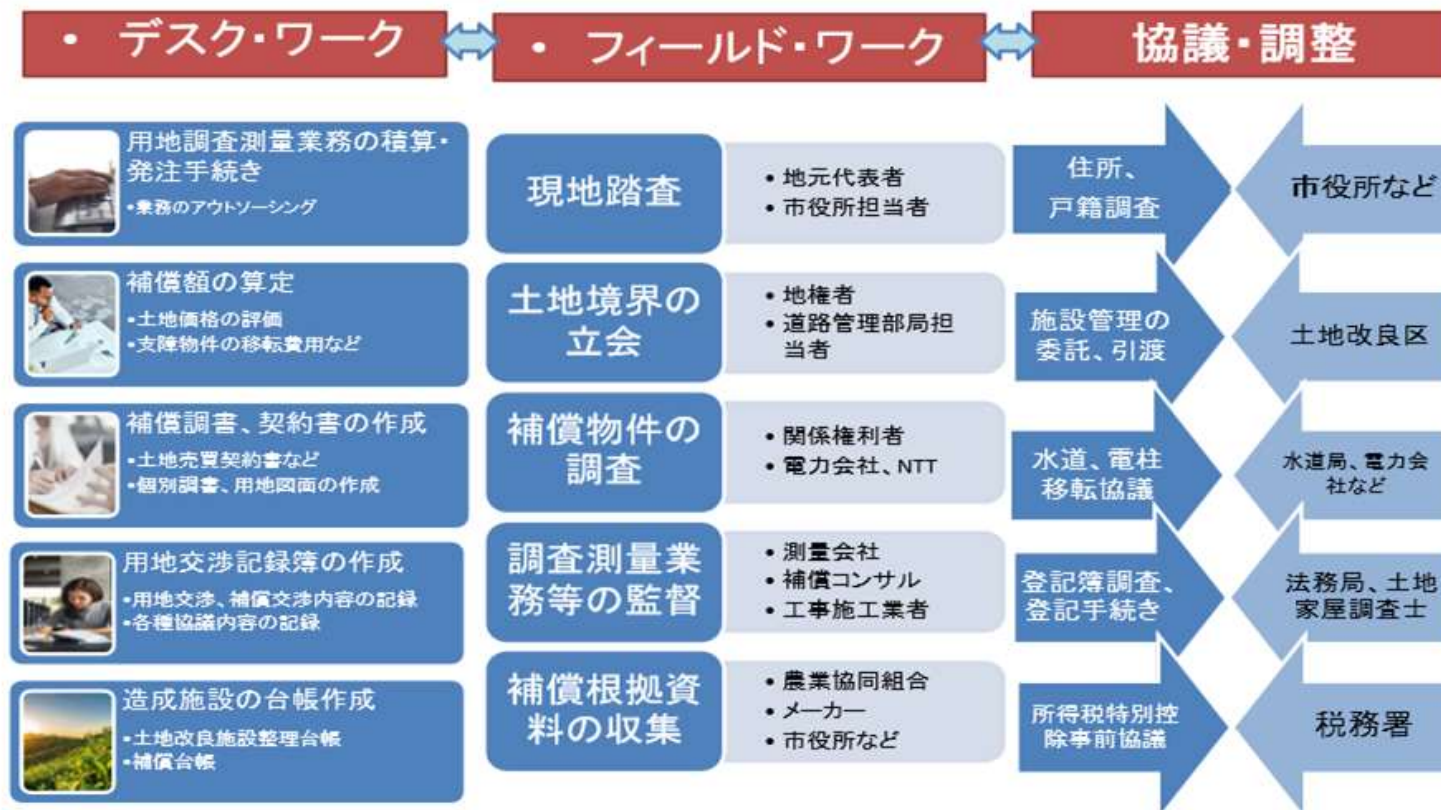
○農政局(本局)課長補佐等:
用地補償等にかかる懸案事項への対応、事業(務)所への指導、進捗管理
○事業所課長等:
用地補償、財産管理業務の実務、マネジメント等

○農政局(本局)係長:
用地補償等にかかる事業(務)所への指導、進捗管理等

○事業所係長:
用地補償、財産管理業務の基礎的知識の習得、用地補償の実務等

農村振興行政系はデスクワークだけじゃない！！！！

農村振興行政系の職員はデスクワークだけにとどまらず、現場における調査や地元関係者への説明、調整など様々な業務を行います。



業務経験を活かし
各種資格の取得も可能

- ・宅建
- ・土地家屋調査士
- ・不動産鑑定士
- ・土地改良補償士
- ・補償業務管理士
- ・換地士
- ・測量士
- ・土地改良補償管理者など